

令和7年6月20日

奈良県産業部
産業創造課長

質問回答書

次の業務について下記のとおり回答します。

業 務 名：令和7年度 奈良県におけるドローンを活用した日用品等配送に係る実証
実験業務

NO.	質問内容	回答内容
1	ならコープの「日用品」を確認したいが、ならコープのネット通販サイト「eフレンズ」にログインするためには組合員番号が必要になり、確認することが出来ない。提案書作成の前に対象になりうる商品を確認しておきたいので、ならコープの商品リストをいただくか、仮のログインコード等をいただくことはできるか。	ならコープの「ならコープお買物サイト」の『店舗見学する』からご確認いただきたい。
2	日用品の一部には危険物に該当するものがあるが、仕様の通り店舗と協議の上、ドローンで運搬可能なものをこちらで選定しても良いか。	ドローンにて配送する日用品等については、県や店舗と協議の上、決定する。
3	「日用品等のドローン配送を実施できるよう、機体、運航、無線通信、物流、地域の店舗など、自社単独では有しない能力を有する他の事業者等と連携すること。」とあるが、必須か。また、紹介いただくことは可能か。	仕様書のとおり、日用品等のドローン配送を実施できるよう、自社単独では有しない能力について、他の事業者等と連携することを求めるものである。また、県から事業者の紹介は行わない。
4	他の事業者等と連携する場合は、仕様の通り、主たる部分の「第三者の委託」となると思うが、連携事業者との関わり方はどのように考えるものになるか。	仕様書のとおり、主たる部分の再委託は認めない。主たる部分とは、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等である。具体的に該当するかについては、委託事業者から書面による申請を受け、県が判断する。また、共同提案についても認めない。

5	「目視外補助無し飛行（レベル3）」は、補助者ありでも問題ないと思うが、補助者は設定しないイメージか。設定しても良いか。	仕様書のとおり、補助者の設定は想定していない。
6	「注文があった日用品」との事だが、着陸予定地点の広瀬地区で注文がなかった日は稼働なしという認識になるか。	仕様書のとおり、本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、県の指示に従うものとする。
7	台風等の荒天時など、ドローンが飛ばない日が1週間以上続くことも想定されるが、そのような場合はどのようにしたら良いか。受けた日用品の予約を天候事由でキャンセルまたは延期することは可能か。	仕様書のとおり、本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、県の指示に従うものとする。
8	今回の飛行に際して、山添村内で行政が定めるドローン禁止エリアは「無し」という認識で、飛行させるために必要な許可取得のための土地所有者等との調整は仕様の通り、県と山添村に協力いただけるという認識で良いか。	仕様書のとおり、実証実験の対象地域における実施可能な飛行ルート等の提案は委託事業者の業務であるため、禁止エリア等は事業者で確認すること。また、土地所有者等に対しては、委託事業者、県、及び山添村も実証実験実施に必要な説明を行う。
9	「業務の一部を第三者に委託する場合」とあるが、一部とはどのようなことを指すか。どれも主たる部分に該当すると考えられるので、例えとして教えて欲しい。	主たる部分とは、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等である。具体的に該当するかについては、委託事業者から書面による申請を受け、県が判断する。
10	過去にも奈良県として同様の検証をされていると思うが、課題になった点を教えて欲しい。	ドローンの航続距離や積載量等の性能、飛行ルート等の法規制、日用品等配送以外の活用方法、機体の運用費や人件費に対する運賃等採算性、等の課題が挙げられる。